

## 市第43号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

### 横浜市条例（番号）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第23条中「（占有者）」を「及び使用者（事業者を除き、占有者及び使用者）」に改める。

第25条中「運搬」の次に「（横浜市の処理施設における排出を除く。）」を加える。

第25条の3を第25条の5とする。

第25条の2中「法第6条第1項の規定により横浜市が定めた」を削り、同条を第25条の4とする。

第25条の次に次の5条を加える。

（家庭から排出される廃棄物の排出）

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。

）に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由が

あると認めるときは、この限りでない。

(事業系廃棄物の排出)

第25条の3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

(改善勧告等及び命令)

第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第25条の3の3 市長は、事業者が第25条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表された者が、第1項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(受入拒否)

第25条の3の4 市長は、前条第3項の規定により命令を受けた者が、第25条の3の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横

浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物（その者が排出する事業系廃棄物に限る。）の受入れを拒否することができる。

第39条中「法第6条第1項の規定により定める」を削る。

第51条に次の2項を加える。

- 2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。
- 3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の次に5条を加える改正規定（第25条の2及び第25条の3に係る部分を除く。）及び第51条に2項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

#### 提 案 理 由

一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従って廃棄物を排出する等の義務について必要な事項を定めるため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正したいので提案する。